

入 札 心 得

(趣旨)

第1条 公益財団法人富山県下水道公社(以下「公社」という。)が発注する業務委託、修繕及び薬品類納入(以下「業務委託等」という。)の契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、公社会計規程その他法令に定めるもののほか、この入札心得(以下「心得」という。)の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、心得、設計書及び仕様書(以下「設計図書等」という。)並びに公告又は指名通知書を熟覧のうえ、入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、入札期間の初日から起算して3日前までの間において、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえ、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して、公告等で定める方法により提出しなければならない。
- 3 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。
- 4 指定した場所及び日時までに、公告等で定める方法により参加又は提出できなかった場合は、棄権したものとする。
- 5 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。
- 6 入札参加者は、代理人の記名押印により入札に参加するときはその委任状の提出を求める場合がある。
- 7 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、前項の規定により入札を辞退しようとするときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であつては、入札辞退届を関係職員に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の入札の参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当っては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない

い。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第5条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げる恐れがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (4) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札
- (5) 必要な記載事項を確認できない入札
- (6) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し、不正の行為があったと認められる入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札(ただし、委任状の提出を求めた場合に限る。)
- (8) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、公告等で定める方法により、関係職員等立会いのうえ、行うものとする。

(再度入札等)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う場合がある。

2 第6条の規定により入札が無効とされた者は、特別な事情があると認められる場合を除き、再度の入札に参加することができない。

(落札者の決定)

第9条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定した日から起算して5日（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

3 前項本文の規定にかかわらず、次の場合は納付を免除する。

（1）保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約の締結を行った場合

（2）過去2年の間に公社もしくは国又は地方公共団体及びこれらに類する団体との間に類似の契約を2回以上にわたって締結し、誠実に履行した実績がある場合

4 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

（異議の申立）

第11条 入札参加者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（随意契約等の取扱）

第12条 業務委託等について随意契約を行う場合は、第9条の規定を除き、心得に準じて取り扱うものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で見積もりした者の中から採用者を決定するものとする。

（その他）

第13条 業務委託等を契約する者は、公社が必要と認めた場合、自己に代わって自ら履行することを保証する保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、その業務委託等の履行能力を有すると認められた者から選定し、公社の承認を得なければならない。

附則

この心得は、平成20年4月1日以降に実施される入札から適用されるものとする。

この心得は、平成20年12月1日以降に実施される入札から適用されるものとする。

この心得は、平成24年4月1日以降に実施される入札から適用されるものとする。

この心得は、平成25年10月1日以降に実施される入札から適用されるものとする。